

判例第 17/2018/AL 号

共犯の「殺人」罪における「無法者的な性質を有する」の詳細について

2018 年 10 月 17 日に最高人民裁判所裁判官評議会により可決され、最高人民裁判所の長官による 2018 年 11 月 06 日付決定第 269/QĐ-CA 号に従い公表された。

判例の源

1977 年生まれた、トゥアティエンフエ省 P 県 C 町 A 丁目に住居する被告人であるグイエンヴァン H に対する「殺人」事件についての最高人民裁判所裁判官評議会による 2018 年 3 月 20 日付監督審決定第 07/2018/HS-GĐT 号

-被害者：ズオンクアン Q 氏

判例の内容の位置

「裁判所の認定」の第 1 段落

判例の内容の概要

-判例の事実

共犯の事件であり、日常生活のわずかな対立のため、共犯者らが共同し被害者に対し、警告を目的として殴った。

犯罪を犯すに当たって、実行者はシミターを使用し被害者の頭、顔、手足を絶えずに斬った。被害者が死亡しないことは実行者の主観的な意思から外した。

教唆者は、実行者が犯罪を犯したときにいなく、実行者がシミターを使用し被害者の身体の重要な部位を斬ることを知らなかったが、損害の発生を放置した。

-法的解決策

この場合に、実行者は、「無法者的な性質を有する」という刑罰枠を定める事由で「殺人罪」で刑事責任を追及されなければならない。教唆者は、「殺人罪」で刑事責任を追及されるが、「無法者的な性質を有する」という刑罰枠を定める事由を適用されない。

判例に関連する法令の規定

-1999 年刑法第 93 条第 1 項第 n 号（2015 年刑法第 123 条第 1 項第 n 号が対応する）

-1999 年刑法第 93 条第 2 項（2015 年刑法第 123 条第 2 項が対応する）

判例のキーワード

「共犯」、「無法者的な性質を有する」、「身体の重要な部位」、「実行者」、「教唆者」、「殺人罪」

判例の内容

2015年1月13日の8時頃に、日常の活動の対立があったため、ズオンクアンQの子たちであるズオンクアンT、ズオンクアンR、ズオンクアンKと、ズオンクアンH、ズオンクアンL、グイェンヴァンHとの間、戦いが起こった。Qの子は、手と足でズオンクアンHの体を蹴ったりし、Hを軽い傷を受けた。義父であるズオンクアンHがズオンクアンQの子に殴打されたことを見たら、グイェンヴァンHは、チャンクアンV(Hの女婿)に電話した。Vは、義父が殴打されたことを知って、ハティンからトゥアティエンフエに行き、ファムニャットTにQを殴るよう呼びかけた。V及びTは、出発するときTの自宅から2つのシミターを取り、バドミントンラケットバッグに入れ、持って行った。2015年1月19日の16時ごろにVは、Tをランコー町に連れて行って、一緒に飲むためにHに電話した。パブでHはVに対し、「お父さんは殴られ、すごくかわいそうで、今でもまだ痛い」と言った。VはHに対しQの家の住所はどこであるのか、Qの身体特徴は何であるのかを尋ねた。Hの説明を受けた後、VはTに対し、「飲んでから、殴り返しに行こう」と言い、Hは「殴ったら、警戒するぐらいで止まろう」と言った。その後、Hは先に帰宅し、V及びTは、継続に飲んでいて。

17時45分ごろ、会計している途中、チャンクアンVは、ファムニャットTに対し、「俺は殴りに入り、人が来たら止めて」と言い、Tはそれに同意し、バイクでVをQの家に連れて送った。Qの家の周りに走った後、Qが在宅しないと分かり、Vは人があまりいない場所でバイクを止め、プラスチック布でナンバープレートを覆い、Tをランコー橋に連れて送り、待っていた。18時ごろ、Vは再びTをQの家に連れて送った。Qが門を開けているのを見たら、Vはバイクを止め、バドミントンのラケットバッグを開け、のこぎり形のシミターを取り出し、Qの頭、顔、背中、手、足に、絶えず斬りつけ、Qが地面に倒れた。多くの周囲の人々がそれを見、叫び、走って来たので、Tは、Vがバイクを止めている場所に走り、エンジンを始動し逃げられるような条件を作出するため、シミターで脅し、人を止めていた。フージャー峠の近くまで走ったとき、VはHに電話しQの怪我について聞いた。HはVに対し、「Qを斬りつけていたのか。Qは病院に運ばれた。」と確認した。Hに電話した後、Vは、ズオンクアンLに電話し、「Qを斬りつけたばかりだ。あなたはどこ。シミターの2つを収めに帰ってください」と話した。Vの電話を受けた後、Lは、道路の方に向かい、V及びTが来るのを待っていた。Tは、隠すためLに対しシミターの2つが入っているバドミントンのラケットバッグを渡した。その後、VはTを自分の家に連れてきて、一緒にビールを飲んでいて。Lは、シミターの2つが入っているバドミントンのラケットバッグをズオンクアンHに渡し、それを隠すよう頼んだ。Hは、このバッグをホーT(Hの義父である)のキッチンに持ち行き、そこで隠した。ズオンクアンQは、周囲の人々にダナン市病院へ救急治療に運ばれ、2015年2月3日に退院した。

2015年1月28日付法医鑑定結論書第26-15/TgT号において、トゥアティエンフエ省の法医鑑定センターは次のとおり、結論した。ズオンクアンQは、頭、左肩、左肘、左大腿の柔らかい部位に複数の怪我を受け、機能に影響を与えない傷跡が3%残され、機能へ影響を与えない顔の怪我が8%、前歯第R1.1,1.2,1.3,3.3号、小さい臼歯第1.4、1.5号が折れ、臼歯第1.6、1.7号が治療中であり、反対側の歯の機能が20%失われ、ほぼ切断され、再建手術を受けたが、治療中であり、機能への後

遺症が評価されていない左手の怪我が 8%、切断された左手の第 2 指と第 3 指という怪我が 25%、身体の全体の損傷の割合は 51%である。上記の怪我を生じさせたのは、重い鋭利なものである。

2016年5月23日付第一審刑事判決第 20/2016/HSST 号では、トゥアティエンフエ省人民裁判所は、1999年刑法第 93 条第 1 項第 n 号、第 46 条第 1 項第 b 号、第 p 号、第 47 条、第 18 条、第 52 条第 3 項を適用し、グイエンヴァン H を「殺人罪」で懲役 7 年に処した。

その他、第一審裁判所は、法令の定めるところにより、その他の被告人に対する罪名・刑罰、民事責任、証拠物の取り扱い、訴訟費用、控訴権について決定した。

第一審の審理の後、グイエンヴァン H は、罪名の再検討及び刑罰の減輕を要求する控訴状を提出した。

2016年8月2日付第二審刑事判決第 217/2016/HSPT 号では、ダナンに所在する高級人民裁判所は、グイエンヴァン H の控訴を認容すると決定し、1999年刑法第 104 条第 2 項、第 46 条第 1 項第 b 号、第 p 号、第 20 条、第 53 条を適用し、グイエンヴァン H を「故意に傷害を引き起こす罪」で懲役 3 年に処した。

2017年7月3日付監督審異議申し立て第 13/2017/KN-HS 号で、最高人民裁判所の長官は、ダナンに所在する高級人民裁判所による 2016年8月2日付第二審刑事判決第 217/2016/HSPT 号に対し、グイエンヴァン H の罪名の部分で異議申し立てをし、最高人民裁判所裁判官評議会に対し、監督審の審理を行い、上記の第二審刑事判決をグイエンヴァン H の罪名と刑罰の部分で破棄し、法令の定めるところにより再審理するよう請求した。

監督審の公判では、最高人民検察院の代表は、最高人民裁判所の長官の異議申し立てに一致した。

裁判所の認定

【1】事件の書類おける資料、証拠に基づき、次の事実が明らかとなった。義父であるズオンクアン H がズオンクアン Q の子たちに殴られたことを見た後、グイエンヴァン H は、直接チャンクアン V に電話し、H が殴られたことを知らせた。2015年1月19日に V とファンニャット T と一緒に飲んでいるとき、V 及び T が復讐するために Q を殴るつもりであったと知ったら、「お父さんは殴られ、すごくかわいそうで、今でもまだ痛い」と言い、Q を殴ることに対する V の決心を強めた。H は、V 及び T が Q を殴るため、V 及び T に Q の居住地と Q の身体特徴を説明した者である。V 及び T が Q の殴る計画を相談するとき、H は、それを止めず、「殴ったら、警戒するぐらいで止まろう」と言い、Q を殴ることに意思の一致を表した。その後、H は、先に帰宅した。実際、チャンクアン V は、シミターで、Q の頭、顔、背中、手、足に、絶えず斬りつけ、Q を地面に倒せた。人々に阻止し、迅速に病院へ運ばれたため、Q が死亡しなかったが、死亡しないことは、V の主観的な意思から外したことである。Q を斬った後、V は、Q の怪我について聞くため、H に対し連続に 3 つの電話をかけた。H は、V がシミターで Q の身体の重要な部位に絶えず斬りつけ、Q の命を奪う可能性があることと既に知らなかったが、Q を殴ることにつき、H は、V 及び T と意思を一致しており、結果の発生を受けようとした。そのため、第一審裁判所は、グイエンヴァン H が「殺人罪」でチャンクアン V 及びファンニャット T との共犯であるとしたのは、根拠がある判断である。しかし、第一審

裁判所が、グイェンヴァンHを、1999年刑法第93条第1項第n号に基づき、「無法者的な性質を有する」という刑罰枠を定める事由で判決を受けさせたことは、正確ではない。なぜなら、この事件において、チャンクアンV及びファンニャットTが直接Qを殴り、Qの子たちとの日常活動のわずかな対立のため、V及びTは、シミターで、Qの身体の重要な部位に絶えず斬りつけた。V及びTの犯罪行為のみは、「無法者的な性質を有する」となり、グイェンヴァンHは、直接Qを殴らず、Qを殴ることにV及びTを幫助したため、Hの犯罪行為は、「無法者的な性質を有する」のではなく、1999年刑法第93条第2項に定める場合に該当するものである。

【2】第二審裁判所は、チャンクアンVがシミターを使用し、ズオンクアンQの頭、顔に斬ったことが、Hの意思外の行為であるとし、Hが「殺人罪」で刑事責任を負うべきではなく、Qが実際に受けた影響に対してのみ刑事責任を負わなければならないと判断した。従って、第一審判決を修正し、Hの名罪を「故意に傷害を引き起こす罪」に変更した。これは、法令の適用に重大な間違いである。それと同時に、第二審裁判所は、第一審裁判所が考慮した刑事責任の減輕事由を強調過ぎであり、グイェンヴァンHを懲役3年に処することは、被告人の行為の社会への危険性を正確に評価せず、戒めや防止の効果がない。

上記を踏まえて、

決定

刑事訴訟法第388条第3項、第391条に基づき、

ダナンに所在する高級人民裁判所による2016年8月2日付第二審刑事判決第2107/2016/HSPT号をグイェンヴァンHの罪名及び刑罰の部分で破棄し、法令の定めるところにより第二審を再審理するため、ダナンに所在する高級人民裁判所に事件の書類を送付する。

判例の内容

「【1】事件の書類おける資料、証拠に基づき、次の事実が明らかとなった。義父であるズオンクアンHがズオンクアンQの子たちに殴られたことを見た後、グイェンヴァンHは、直接チャンクアンVに電話し、Hが殴られたことを知らせた。2015年1月19日にVとファンニャットTと一緒に飲んでいるとき、V及びTが復讐するためにQを殴るつもりであったと知ったら、「お父さんは殴られ、すごくかわいそうで、今でもまだ痛い」と言い、Qを殴ることに対するVの決心を強めた。Hは、V及びTがQを殴るため、V及びTにQの居住地とQの身体特徴を説明した者である。V及びTがQの殴る計画を相談するとき、Hは、それを止めず、「殴ったら、警戒するぐらいで止まろう」と言い、Qを殴ることに意思の一致を表した。その後、Hは、先に帰宅した。実際、チャンクアンVは、シミターで、Qの頭、顔、背中、手、足に、絶えず斬りつけ、Qを地面に倒せた。人々に阻止し、迅速に病院へ運ばれたため、Qが死亡しなかったが、死亡しないことは、Vの主観的な意思から外したことである。Qを斬った後、Vは、Qの怪我について聞くため、Hに対し連続に3つの電話をかけた。Hは、VがシミターでQの身体の重要な部位に絶えず斬りつけ、Qの命を奪う可能性があることと既に知らなかったが、Qを殴ることにつき、Hは、V及びTと意思を一致しており、結果の発生を受けようとした。そのため、第一審裁判所は、グイェンヴァンHが「殺人罪」でチャンク

アンV及びファンニャットTとの共犯であるとしたのは、根拠がある判断である。しかし、第一審裁判所が、グイェンヴァンHを、1999年刑法第93条第1項第n号に基づき、「無法者的な性質を有する」という刑罰枠を定める事由で判決を受けさせたことは、正確ではない。なぜなら、この事件において、チャンクアンV及びファンニャットTが直接Qを殴り、Qの子たちとの日常活動のわずかな対立のため、V及びTは、シミターで、Qの身体の重要な部位に絶えず斬りつけた。V及びTの犯罪行為のみは、「無法者的な性質を有する」となり、グイェンヴァンHは、直接Qを殴らず、Qを殴ることにV及びTを幫助したため、Hの犯罪行為は、「無法者的な性質を有する」のではなく、1999年刑法第93条第2項に定める場合に該当するものである。」